㊞

山梨地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山梨労働局一般公示第６号

令和８年 11 月 12 日山梨地方最低賃金審議会から山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、山梨県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第３項において準用する同法第 11 条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第８条の規定に基づき令和８年 11 月 27 日までに山梨労働局長あて（甲府市丸の内１－１－11）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年 11 月 12 日

山梨労働局長　岩 﨑　充

記

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る山梨地方最低賃金審議会の意見の要旨

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

１　適用する地域

山梨県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能修得中のもの

(3)　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ　手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１,１５９円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

法定どおり